

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月7日

世田谷区

1 業務概要等

(1) 件名

世田谷区立南八幡山保育園整備基本構想作成支援業務委託

(2) 業務概要

本業務は、世田谷区立南八幡山保育園を整備するために必要な基本構想作成支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容

- ①現況調査及び整理・分析
 - ②建築と条件の整理・検証
 - ③建築計画案の比較・検討
 - ④区が実施する説明会用の関連資料の提供
 - ⑤基本構想案の取りまとめ、概略設計図書等の作成
- ※基本構想案には、設計コンセプトやゾーニングを含む。

(3) 履行期間（期限）

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

2 参加資格

公告日現在、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されている一級建築士事務所であること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの共同格付けにおいて、営業種目「建築設計」の格付け第1位～150位以内を有する、または営業種目「建築設計」の格付けを有し、世田谷区内に本店もしくは支店が所在する事業者であること。
- (3) 平成28年4月1日以降に履行を完了した、保育園、幼稚園（認定こども園を含む）または児童館の新築、改築または増築工事（改修工事除く）に関わる設計業務実績があること。

※対象となる保育園、幼稚園（認定こども園を含む）または児童館は、公設（営）または民設（営）のいずれでも可とする。

※保育園については子ども・子育て支援法に規定された教育・保育施設、幼稚園については学校教育法に規定された施設、児童館については児童福祉法に規定された児童福祉施設として厚生労働省通知による集会室、遊戯室、図書室、相談室等児童館活動を実施するための諸室があるものとする。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。

※本提案の応募者が業務の一部を外部法人へ再委託する場合は、当該外部法人も該当していないこと。

(5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

(7) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。

(8) 世田谷区立南八幡山保育園整備基本構想作成支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

○選定委員会の構成員

選定委員長 子ども・若者部長 松本 幸夫

選定委員 子ども・若者部保育課長 北川 俊彦

子ども・若者部副参事(保育の質向上担当) 小林 清美

施設営繕担当部公共施設マネジメント課長 高橋 一久

施設営繕担当部施設営繕第一課長 野元 憲治

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加表明書をはじめとした1次提案提出書類一式を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査(書類審査)

①業務履行体制

②業務実績

(2) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

①提案額

②業務実施方針

③提案書(提案内容)の的確性や具体性

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 子ども・若者部 保育課 保育計画・再整備担当(担当:浅野・久保)

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階

電話 03-5432-2448

(2) 説明書の交付期間、交付方法

①交付期間

令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木)

②交付方法

[区ホームページからダウンロード\(ページID:13141\)](#)

世田谷区 プロポーザル 実施中 で検索 または

[区ホームページ] 検索メニュー 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報
> 現在実施中のプロポーザル情報 > 子ども・教育・若者支援

(3) 1次審査

①質問

受付期間：令和8年5月7日(木)～令和8年5月14日(木) 17時

方 法：オンライン申請(LoGo フォーム)にて受付(入力先は区ホームページに掲載)

回 答：令和8年5月15日(金)までに区ホームページに随時掲載

②1次審査書類提出

期 限：令和8年5月21日(木) 17時(必着)

方 法：上記担当部署の窓口へ持参もしくは郵送(郵送の場合は、追跡サービス等で到着確認のできる方法で送付すること。)

③結果通知

日 時：令和8年5月27日(水)

方 法：電子メールで通知

(4) 2次審査

①質問

受付期間：令和8年5月27日(水)～6月12日(金) 17時

方 法：オンライン申請(LoGo フォーム)にて受付(入力先は区ホームページに掲載)

回 答：令和8年6月15日(月)までに1次審査通過者へ電子メールで回答

②2次審査書類提出

期 限：令和8年6月23日(火) 17時(必着)

方 法：上記担当部署の窓口へ持参もしくは郵送(郵送の場合は、追跡サービス等で到着確認のできる方法で送付すること。)

③プレゼンテーション及びヒアリングの実施

日 時：令和8年6月30日（火）（予定）

（確定日時等は1次審査通過者へ別途連絡）

場 所：世田谷区役所

④結果通知

日 時：令和8年7月3日（金）

方 法：電子メールで通知及び区ホームページに掲載

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約等について

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

③審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。ただし、第1候補者と合意に至らなかった場合には、第2候補者と協議を行い、区及び第2候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

④本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

⑤当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有（令和9年度以降：基本設計、実施設計、工事監理業務）

※ 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(3) 区は、本件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができるものとする。

(4) 本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

(6) 事業者からの提出物は返却しない。

(7) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(9) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。